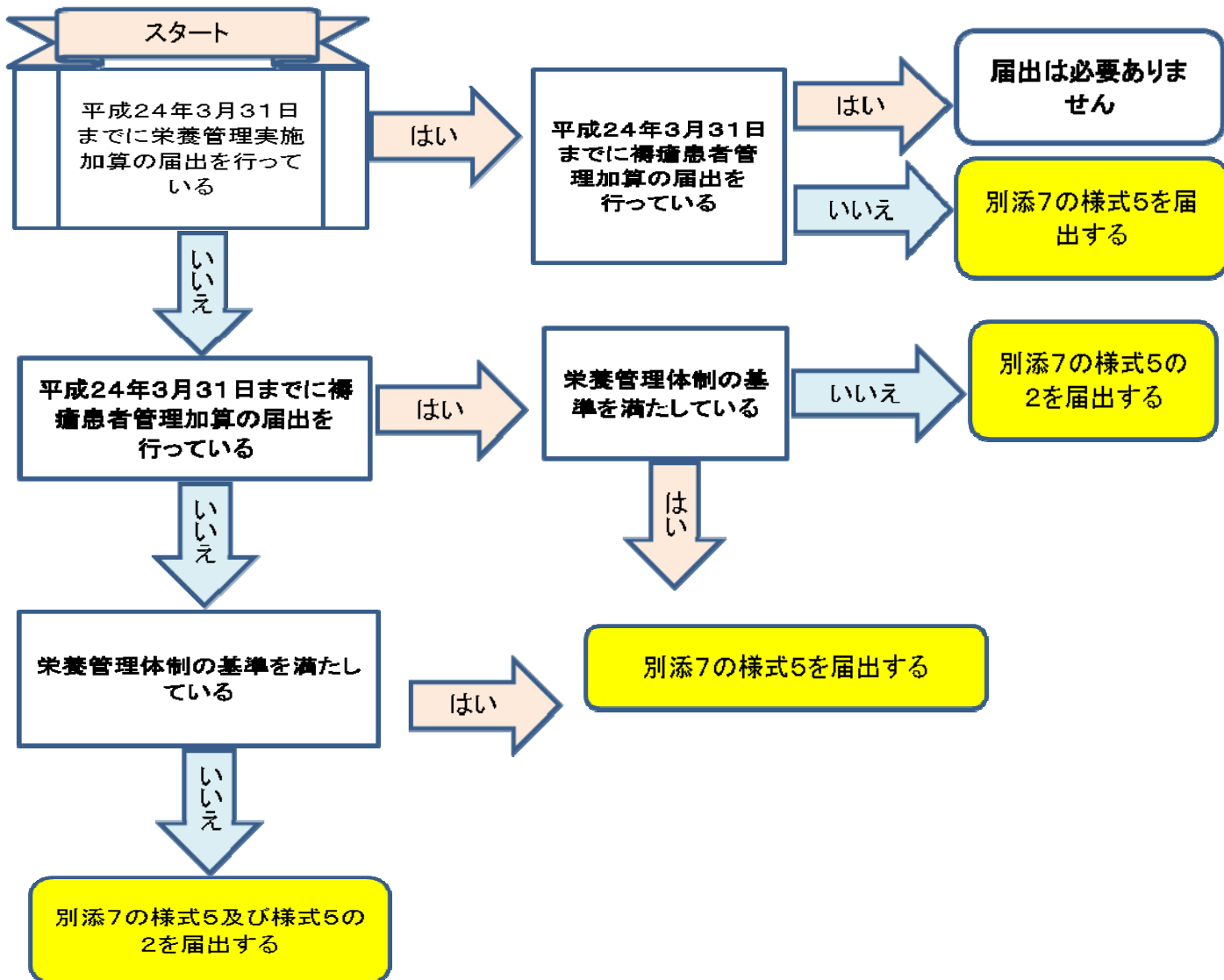


宮崎県医師会 FAX ニュース No.328 平成24年3月26日
社) 宮崎県医師会 宮崎市和知川原1-101 Tel 0985-22-5118 Fax 0985-27-6550

病院と有床診療所が届出を必要とする 入院基本料の届出について

褥瘡患者管理加算と栄養管理実施加算が廃止され、入院基本料に包括されたため、入院基本料の届出を行っている保険医療機関は、平成24年3月31日までの届出の状況に応じて、下記の票を参考に必要な届出を行って下さい。

なお、届出が必要な場合は、平成24年4月16日までに九州厚生局宮崎事務所に提出しなければ、平成24年4月以降の入院基本料は算定できなくなりますのでご注意ください。



※県医 HP (診療報酬改定ページ) に様式をアップしておりますので、ご覧ください。

<http://www.miyazaki.med.or.jp/2012kaitei/>